

言渡	平成23年7月14日
交付	平成23年7月14日
裁判所書記官	

平成22年（オ）第1262号

判 決

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の東京高等裁判所平成19年（ネ）第3938号地位確認等請求事件について、同裁判所が平成22年2月23日に言い渡した判決に対し、上告人らから上告があった。よって、当裁判所は、次のとおり判決する。

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人らの負担とする。

理 由

1 上告代理人尾山宏ほかの上告理由のうち職務命令の憲法19条違反をいう部分について

原審の適法に確定した事実関係の下において、本件職務命令が憲法19条に違反するものでないことは、当裁判所大法廷判決（最高裁昭和28年（オ）第1241号同31年7月4日大法廷判決・民集10巻7号785頁，最高裁昭和44年（あ）第1501号同49年11月6日大法廷判決・刑集28巻9号393頁，最高裁昭和43年（あ）第1614号同51年5月21日大法廷判決・刑集30巻5号615頁，最高裁昭和44年（あ）第1275号同51年5月21日大法廷判決・刑集30巻5号1178頁）の趣旨に徴して明らかというべきである（最高裁平成22年（オ）第951号同23年6月6日第一小法廷判決・裁判所時報1533

号3頁，最高裁平成22年（行ツ）第54号同23年5月30日第二小法廷判決・裁判所時報1532号2頁，最高裁平成22年（行ツ）第314号同23年6月14日第三小法廷判決・裁判所時報1533号14頁，最高裁平成22年（行ツ）第372号同23年6月21日第三小法廷判決・裁判所時報1534号登載予定参照）。所論の点に関する原審の判断は，是認することができる。論旨は採用することができない。

2 その余の上告理由について

論旨は，違憲をいうが，その実質は事実誤認又は単なる法令違反をいうものであって，民訴法312条1項及び2項に規定する事由のいずれにも該当しない。

よって，裁判官宮川光治の反対意見があるほか，裁判官全員一致の意見で，主文のとおり判決する。なお，裁判官金築誠志の補足意見がある。

裁判官金築誠志の補足意見は，次のとおりである。

本件職務命令が憲法19条に違反しないとす多数意見に賛成する立場からこれに付加する私の意見は，多数意見の引用する最高裁平成23年6月6日第一小法廷判決において私の補足意見として述べたとおりである。

裁判官宮川光治の反対意見は，次のとおりである。

私は，上告理由のうち職務命令の憲法19条違反をいう部分については理由があるので，原判決を破棄して原審に差し戻すべきであると考え。その理由は，多数意見の引用する最高裁平成23年6月6日第一小法廷判決における私の反対意見の中で述べたとおりである。

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官

横

田

尤

孝